

(別添)

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	公害防止用設備の特別償却制度の延長	
2	要望の内容	公害防止用の特定設備（300万円以上の活性炭吸着回収装置）の取得に係る特別償却制度の適用期限を平成24年度末までの2年間延長する。	
3	担当部局	健康局生活衛生課	
4	評価実施時期	平成22年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度 平成5年 期限切れごとに延長要望（直近は、平成21年度）	
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで （平成23年度～平成24年度）	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 クリーニング業においてはドライクリーニング溶剤としてテトラクロロエチレンを使用しているが、テトラクロロエチレンは健康被害及び環境汚染を引き起こすことから、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等により環境規制が行われており、活性炭吸着回収装置の導入により当該環境基準を満たし、公害防止対策の円滑な推進を図る。 ----- 《政策目的の根拠》 大気汚染防止法附則第9条、大気汚染防止法施行令附則第3項、水質汚濁防止法施行令第2条、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第1条の2
		② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策中目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 健康被害及び環境保全の防止のため、全てのドライクリーニング機における活性炭吸着回収装置導入の促進が必要不可欠 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 環境基準超過施設割合 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 クリーニング業はテトラクロロエチレン排出量の大部分を占めており、排出抑制基準を超過する濃度が依然として測定されている（平成20

			<p>年度環境基準超過施設割合＝6.0%(廃液)、3.3%(排気) 厚生労働省調査＝「ドライクリーニング溶剤の使用管理状況等に関する調査」による。</p> <p>健康被害及び環境保全の防止の観点から、全てのドライクリーニング機に活性炭吸着式回収装置の導入を促進していくことが必要であるが、クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者であり、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資(活性炭吸着回収装置の取得)については消極的になりがちであることから、租税特別措置法の特例措置により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することが可能となる。</p> <p>さらに資金力の脆弱な事業者に対し株式会社日本政策金融公庫等の政策金融による潤沢な資金供給を行うことで、円滑に本装置の導入が図られるよう措置を講じていく必要がある。</p>												
8	有効性等	① 適用数等	<p>○ 活性炭吸着回収装置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(取得台数)</th> <th>(設備取得合計額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度</td> <td>24</td> <td>49百万円</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>27</td> <td>43百万円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>26</td> <td>32百万円</td> </tr> </tbody> </table>		(取得台数)	(設備取得合計額)	平成19年度	24	49百万円	平成20年度	27	43百万円	平成21年度	26	32百万円
	(取得台数)	(設備取得合計額)													
平成19年度	24	49百万円													
平成20年度	27	43百万円													
平成21年度	26	32百万円													
		② 減収額	<p>(減収額)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>19年度</td> <td>27万円</td> </tr> <tr> <td>20年度</td> <td>27万円</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>54万円</td> </tr> <tr> <td>22年度(推計)</td> <td>54万円</td> </tr> <tr> <td>23年度(推計)</td> <td>54万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※いずれも(社)全国生活衛生同業組合中央会調べによる</p>	19年度	27万円	20年度	27万円	21年度	54万円	22年度(推計)	54万円	23年度(推計)	54万円		
19年度	27万円														
20年度	27万円														
21年度	54万円														
22年度(推計)	54万円														
23年度(推計)	54万円														
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>原材料価格の高騰、コインランドリーの普及等によるクリーニング支出の減少、円高による国内民需の減速、新素材の開発・普及等、衣類の多様化に伴うクリーニング事故に対する苦情の増加、大規模企業による取次チェーン店の展開や無店舗型取次サービスといった新しい営業形態を採る企業の参入等による過当競争の激化などにより中小零細のクリーニング業者にとって国内市場は依然として厳しい経営環境にあり、先行きの不透明感から必要最低限の設備投資しか行わない状況に陥りやすい中、本税制の特例措置による設備投資(活性炭吸着回収装置の取得)の促進により、環境基準を満たす施設数の増加に寄与している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>今後、1年間の設備投資計画の実施予定については、7.1%(前年同期比7.8%増＝株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成22年4-6月期)となっており、本税制措置を活用した活性炭吸着回収装置の取得の促進により、健康被害及び環境保全の防止が図</p>												

			<p>られ、環境基準を満たす施設数の増加が見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>テトラクロロエチレンの排出量の大半を占めるクリーニング業の設備投資(活性炭吸着回収装置の取得)が行えなかった場合、健康被害及び環境汚染を見過ごすこととなり、国民の健康保護及び生活環境の保全に重大な被害を招くおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>テトラクロロエチレンについては危険有害性(蒸気を吸入すると急性中毒を起こすほか、哺乳動物に対する発がん性を有している)があるため、健康被害及び環境保全の防止の観点から、全てのドライクリーニング機に活性炭吸着式回収装置の導入を促進していくことが必要であるが、クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者であり、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資(活性炭吸着回収装置の取得)については消極的になりがちであることから、租税特別措置法の特例措置により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することが可能となる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>一定の要件を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に投資促進等の動機付けを与える必要があり、制度延長が適当であると考えられ、対象が限定される補助金や財政投融资による措置は必ずしも妥当な措置ではない。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>原材料価格の高騰、コインランドリーの普及等によるクリーニング支出の減少、円高による国内民需の減速、新素材の開発・普及等、衣類の多様化に伴うクリーニング事故に対する苦情の増加、大規模企業による取次チェーン店の展開や無店舗型取次サービスといった新しい営業形態を採る企業の参入等による過当競争の激化などにより中小零細のクリーニング業者にとって国内市場は依然として厳しい経営環境にあり、先行きの不透明感から必要最低限の設備投資しか行わない状況に陥りやすいなか、株式会社日本政策金融公庫による低利融資及び本税制措置により設備投資(活性炭吸着回収装置の取得)の促進により、環境基準を満たす施設数の増加に寄与することとしている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—